

○上野原市議会における災害発生時の対応要領

平成26年7月1日

議会訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、上野原市において地震その他の事象による災害発生時の上野原市議会及び上野原市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、上野原市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(支援本部の設置)

第2条 上野原市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、上野原市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。

(支援本部の組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、必要に応じて本部長が議員（副本部長を除く）の中から任命し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。

(3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に提供を行うこと。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) その他支援本部が必要と認める事務。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立し、活動状況を報告すること。

(2) 支援本部から情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。

(3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。

(4) 被災地における救援活動に協力すること。

(5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。

(現地対策本部と議員)

第6条 市対策本部において現地対策本部を設置したときは、本部長の指示により、特定議員を現地対策本部に常駐させ、その活動の支援に当らせることがある。

2 前項の規定に基づき常駐を指示された特定議員は本部員とする。

(災害発生時の参集等)

第7条 本部長、副本部長及び本部員は、地震その他の事象により、市域において大規模な災害が発生すると判断したときは、本部長が別に定める基準に従い、市対策本部の設置に関わらず本部長が指定する場所に参集するものとする。

2 本部長は災害発生後の状況により、参集可能となった議員を本部他指定する場所に参集を求め、全般状況の把握と情報の相互確認を図り、市対策本部を支援・協力するものとする。

(議会事務局の対応)

第8条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局職員は、支援本部の事務に従事する。

(2) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、支援本部に情報提供する。

(3) 上記の定めに関わらず、発災直後の状況により、支援本部設

置に至るまでの間、またその後も本部長の指示があるときは、市  
対策本部に出向し、その業務を支援するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事  
項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。